

お 知 ら せ

R 8 . 9 . 3

中予保健所環境保全課

県は、下記の業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」に規定する欠格要件に該当していることが判明したため、下記のとおり産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分業者

有限会社菅通商 代表取締役 菅 廣志

〔産業廃棄物収集運搬業許可番号 第03802078378号〕

（住所）愛媛県松山市津吉町1186番地13

2 処分内容

- ・ 廃掃法第14条の3の2第1項第2号に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- ・ 廃掃法第14条第5項第2号に基づく産業廃棄物収集運搬業許可申請の不許可

3 処分理由

同社の役員が、廃掃法違反により社簡易裁判所から罰金刑に処せられたことが判明し、これが廃掃法に規定する欠格要件に該当するため。

4 処分日

令和8年9月2日

5 問い合わせ先

中予保健所環境保全課（089-909-8759 内線277）